

諮詢 第 2 0 4 1 号
平成 29 年 9 月 27 日

情報通信審議会

会長 内山田 竹志 殿

總務大臣 野田 聖子

諮詢 書

下記について、別紙により諮詢する。

記

900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件

諒問第2041号

900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件

1 諒問理由

900MHz 帯自営用移動通信システムは、10km～30km の比較的大きいゾーンの通信エリアを構築できることや、一斉通話・個別通話・グループ通話が可能であることなどの特徴を有している。特に非常災害時等においては、単独の中継局のみで通信エリア内にある端末同士が通信できることや、通信時間制限等を設けることにより、独占されることなく公平に、かつ円滑な通信が可能であること等の特徴がある。このような点から、地方自治体や物流事業者等の各種事業者において業務連絡や車両情報管理等に広く活用されている。

自営用移動通信システムは、昭和57年にアナログ方式によるサービスを開始し、平成6年にはデジタル方式を導入する等、サービスの向上や周波数の効率的利用等が図られてきた。一方で、現在の自営用移動通信システムの技術規格には、第二世代携帯電話に相当する技術が用いられており、保守、維持管理を含め、特に代替機器の調達が困難な状況となっている。

一方、900MHz 帯を含む携帯電話においては、直交周波数分割多重方式（OFDM）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式（SC-FDMA）を用いた技術（LTE 技術）が国際標準規格となっている。LTE 技術は、現在の自営用移動通信システムより周波数利用効率が高く、多様なサービスが可能であり、全世界で利用されている。これにより、LTE 技術を用いた無線設備は多数供給されており、比較的安価な機器調達が可能となっている。

今般、自営用移動通信システムの特性を確保しつつ、携帯電話で用いられている LTE 技術を用いて、周波数の有効利用とシステムの更なる高度化が求められている。

については、900MHz 帯自営用移動通信システムにおける LTE 技術の導入と、既存の携帯電話等のシステムとの周波数共用について、必要な技術的条件を明らかにすることが必要である。

このため、900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件について諒問を行うものである。

2 答申を希望する事項

900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件

3 答申を予定する時期

平成30年3月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。